**大阪府介護保険施設等指導要綱**

（目的）

第一条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号、以下「法」という。）第24条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を行った者又はこれを使用する者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（指導方針）

第二条　指導は、介護保険施設等に対し、次に掲げる大阪府条例及び厚生労働省告示等（以下「大阪府条例等」という。）で定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

一 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）

二 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護　予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）

三　大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第117号）

四　大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第118号）

五　大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年大阪府条例第２号）

六　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12 年厚生省告示第19号）

七　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）

八　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21 号）

九　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）

（所管）

第三条　指導は、福祉部高齢介護室が行う。

（指導形態等）

第四条　集団指導は、指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、年１回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。）の活用による動画の配信等により実施することとし、集団指導の内容は、次に掲げる内容等とする。

一　介護給付等対象サービスの取扱い

二　介護報酬請求の内容

三　制度改正の内容

四　高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導の内容

２　運営指導は、原則、指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し実地にて行い、大阪府知事が単独で行うものを「一般指導」とし、大阪府知事が厚生労働大臣又は市町村長と合同で行うものを「合同指導」とする。

一　運営指導は、次に掲げる内容について実施するものとし、運営指導の効率的な実施の観点から必要である場合は、それぞれ分割して実施する。

イ　介護給付等対象サービスの実施状況に関する指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関す　る指導

ロ　最低基準等運営体制指導基準等に規定する運営体制に関する指導（ハに関するものを除く。）

ハ　介護報酬の請求に関する指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

二　運営指導の実施に当たっては、大阪府条例等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、前号イ及びロについては、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施することとし、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については、令和４年３月31日付け厚生労働省老健局長通知により発出された介護保険施設等運営指導マニュアルに定めるとおりとする。

また、運営指導（前号のイ及びロに限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

３　集団指導及び運営指導の実施にあたっては、市町村等と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

（指導方法）

第五条　集団指導及び運営指導の実施方法については、第２項及び第３項のとおりとし、本条に定めのない事項については別に定める。

２　集団指導については、その内容について大阪府内での整合を図るため、市町村長へ事前の情報提供を行う等、連携を図るものとし、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、大阪府ホームページに資料を掲載する等により指導の内容を共有する。

３　運営指導については、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行い、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（前条第２項第１号のロ及びハに限る。）の確認については、状況に応じ情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう配慮し実施する。

（指導結果の通知等）

第六条　運営指導の結果については文書により通知するものとし、必要な場合は、その改善状況について文書により報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第七条　運営指導を実施中に次に掲げる状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「大阪府介護保険施設等監査要綱」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

一　介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関して定める大阪府条例に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

二　介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

三　不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

四　高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（関係行政機関の協力）

第八条　指導の実施並びにそれに基づく措置については、必要に応じて関係行政機関に協力を求めるものとする。

（委任）

第九条　この要綱に定めるもののほか、指導について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。なお、この要綱の施行に伴い、「大阪府介護保険事業者指導及び監査実施要綱」を廃止する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。